

堺市担い手登録型通所サービス 委託契約について

(堺市介護予防・日常生活支援総合事業)

堺市健康福祉局長寿社会部
長寿支援課

(令和6年4月作成)

目 次

- 1 堺市担い手登録型通所サービスの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 委託契約の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

【参考資料】

- 堺市担い手登録型通所サービス説明書（例）
- 個人情報使用同意書
- 担い手登録型通所サービス計画書（例）
- 担い手登録型通所サービス提供記録（例）
- 堺市担い手登録型通所サービス運営業務完了届
- 堺市担い手登録型通所サービス運営業務受託料請求書
- 堺市担い手登録型通所サービス委託要件確認依頼書
- 勤務形態一覧表

(担当課)

堺市健康福祉局長寿社会部 長寿支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館7階

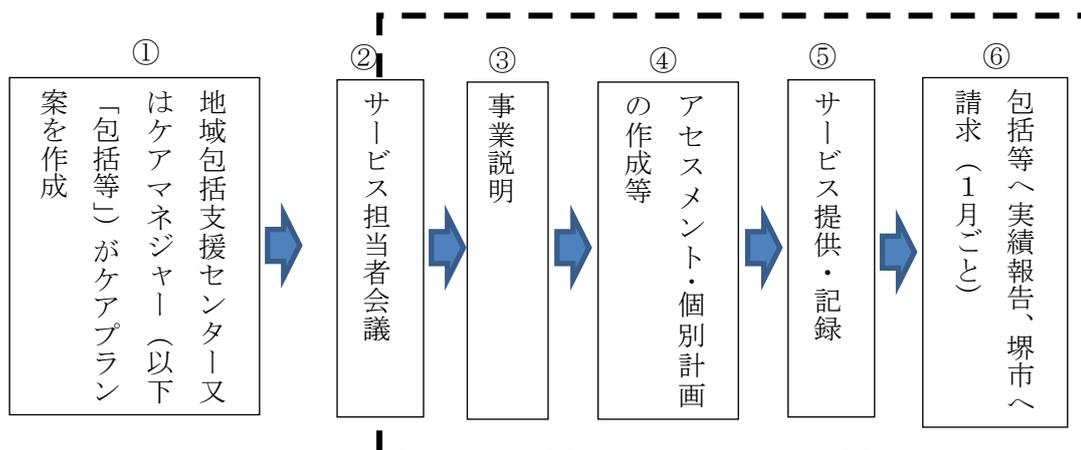
電 話 072-228-8347 F A X 072-228-8918

1 堺市担い手登録型通所サービスの概要

(1) 概要

従事者の要件を緩和した運動、レクリエーション、通いの場など、生活機能向上のための多様なサービス。(2時間以上のサービス)

(2) サービスの流れ (概略)



内が担い手登録型通所サービス事業者の業務

① 包括等がケアプラン案作成

包括等が、利用者の居宅にて、状態の把握、目標の設定、サービスの利用方針を決定し、ケアプラン案(介護予防サービス・支援計画表 A表・B表・C表)を作成します。

② サービス担当者会議

包括等が、関係者(包括等・利用者・家族・サービス事業所など)を集めた会議を開き、ケアプランの内容を検討します。

③ 事業説明

利用者に「担い手登録型通所サービス説明書」をもとに説明を行い、「堺市担い手登録型通所サービス説明書」2通に利用者の署名をもらい、説明者が署名した上で、1通を利用者に交付します。

また、個人情報使用同意書を説明し、署名をもらいます。

【担い手登録型通所サービス説明書(例)、個人情報使用同意書を参照】

④ アセスメント・個別計画の作成等

利用者の状況を把握し、その情報やケアプラン等をもとに「個別計画」を作成し、利用者に同意を得て、利用者及び包括等に写しを交付します。

【担い手登録型通所サービス計画書（例）を参照】

※ 個別計画の期間は、最長1年です。計画期間終了時には、個別計画の評価を行い、再度個別計画を作成します。また、利用者の状態変化等がありサービス内容を変更するときも、包括等へ連絡のうえ、個別計画の評価、再作成を行います。

⑤ サービス提供・記録

「個別計画」及び包括等が作成した「サービス提供票」に基づき、サービスを提供し、その内容を記録します。

【提供記録（担い手登録型通所サービス）（例）を参照】

※ サービス提供票は1か月のサービスの利用予定等を記載したもので、包括等が作成し、担い手登録型通所サービス事業者に交付します。

⑥ 包括等へ実績報告、堺市へ請求（1月ごと）

(ア) サービス提供票に実績を記入し、包括等へ提出します。（できる限り早く）

(イ) 堺市に「完了届」「請求書」を提出します。（翌月の10日までに）

※ 国保連への請求も可能です。

（3）サービス内容

利用者の状態等を踏まえながら、介護予防に資する活動や必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざします。

サービス内容は、運動やレクリエーション等が考えられますが、事業者の創意工夫により通所サービスを提供します。

（4）委託料・利用者負担

委託料は、報酬から利用者負担を控除した額となります。

事業者が利用者から利用者負担を徴収し、委託料は1月ごとに堺市に請求します。

※ 請求方法は「堺市へ紙媒体で請求」又は「国保連へ伝送で請求」を選択できます。

【報酬】

対象者	利用回数	報酬	算定単位	算定可能回数
要支援1・2 事業対象者	週1回 程度	基本単位 213単位 (2,225円)	1回につき	1～5回/月
		送迎加算 35単位 (365円)	片道につき	1～10回/月
		入浴加算 35単位 (365円)	1回につき	1～5回/月
要支援2 事業対象者	週2回 程度	基本単位 213単位 (2,225円)	1回につき	1～10回/月
		送迎加算 35単位 (365円)	片道につき	1～20回/月
		入浴加算 35単位 (365円)	1回につき	1～10回/月

【利用者負担】 ※ 生活保護受給者は0円

区 分	利用者負担 (1回につき)		
	基本単位	送迎加算	入浴加算
負担割合1割	200円	50円	50円
負担割合2割	400円	100円	100円
負担割合3割	600円	150円	150円
負担割合4割	800円	200円	200円

(5) 人員配置

職 種	資 格 要 件	配 置 基 準
管理者	管理者又は従事者のうち少なくとも1名が 次のいずれかの資格を有していること ・ 社会福祉士等 (※1) ・ 機能訓練指導員 (※2) ・ 介護福祉士 ・ 初任者/実務者研修修了者 ・ 旧訪問介護員3級修了者 ・ 生活援助サービス従事者研修受講者	1名
従事者		利用定員15名まで：1名以上 15人以上：必要数を追加

※1 社会福祉士等とは、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

【社会福祉法第19条第1項 抜粋】

- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士

- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 機能訓練指導員とは、次のいずれかに該当する者

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師及びきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）

（6）設備

- ・3平方メートルに利用定員を乗じた面積の機能訓練を行う区画を備えること
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること
- ・事業運営に必要な設備及び備品を備えること

【参考】「介護予防通所サービス」の指定事業者が実施する場合

「介護予防通所サービス」の人員及び設備基準の範囲内（※）で「担い手登録型通所サービス」の利用者を受け入れるのであれば、人員及び設備はそのままで「担い手登録型通所サービス」を実施することができます。

※ 両サービスの利用者の合計数が、介護職員の配置基準（利用者15人までは1名以上、15人からは利用者1人に0.2名以上）、及び、面積基準（3㎡×利用定員以上）を満たしていること。

2 委託契約の手続きについて

(1) 事業者の要件

堺市担い手登録型通所サービスは、堺市からの業務委託により実施します。委託を受けることができる事業者の要件は、次のとおりです。

- ① 法人であること
 - ② 本資料及び委託契約書に従って、適切な事業運営ができること
- ※ 上記の他、提出書類を考慮して決定します。

(2) 委託契約の流れ

「堺市担い手登録型通所サービス委託要件確認依頼書」に必要な書類を添付して提出してください。書類の確認及び委託契約締結の決裁等に時間を要するため、依頼書の提出期限は、サービス開始の2か月前まで（土日祝を除く）とします。

【提出書類】

- ・堺市担い手登録型通所サービス委託要件確認依頼書
- ・勤務形態一覧表
- ・有資格者の資格を証明するもの写し（原本証明）
- ・事業所の平面図
- ・担い手登録型通所サービス説明書、個別計画、サービス提供記録の様式
- ・実施するプログラムの内容がわかる書類（任意様式）
- ・上記の他、市長が必要と認める書類（実施場所が自宅等の場合は、消防法・建築基準法等に適合していることを証明する書類を提出いただく場合があります。）

【スケジュール】

事業開始日	依頼書提出期限	事業開始日	依頼書提出期限
令和6年6月1日	令和6年4月1日	令和6年12月1日	令和6年10月1日
令和6年7月1日	令和6年5月1日	令和7年1月1日	令和6年11月1日
令和6年8月1日	令和6年5月31日	令和7年2月1日	令和6年11月29日
令和6年9月1日	令和6年7月3日	令和7年3月1日	令和6年12月28日
令和6年10月1日	令和6年8月1日	令和7年4月1日	令和7年2月1日
令和6年11月1日	令和6年8月30日	令和7年5月1日	令和7年3月1日